

# 山形県植物防疫事業実施要綱

令和6年1月30日

## 第1 目的

植物防疫法（昭和25年法律第151号）、農薬取締法（昭和23年法律第82号）、植物防疫法施行令（昭和51年政令第146号）、植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号）、指定有害動植物の総合防除を推進するための基本的な指針（令和4年11月15日農林水産省告示第1862号）、植物防疫事業実施要綱（令和5年3月24日付け4消安第7238号）及び山形県農作物有害動植物総合防除計画に基づき、県における侵入調査及び有害動植物の防除（以下「植物防疫事業」と総称する。）は、この要綱によるものとする。

## 第2 侵入調査の実施

- 1 知事は、農林水産大臣が実施する侵入調査事業による調査を実施するものとする。
- 2 侵入警戒有害動植物又は疑いのある動植物を確認した者は、知事に通報を行うものとする。

## 第3 発生予察事業の実施

知事は、有害動植物の発生状況、気象状況等をもとに有害動植物発生予察情報を作成し関係機関に提供するものとする。

## 第4 県の指導及び協力

- 1 知事は、病虫害防除所について、円滑な業務運営に必要な体制整備や、職員の資質向上等に努めるものとする。
- 2 有害動植物の防除を行う場合にあっては、病虫害防除所及び関係部局（以下「病虫害防除所等」という。）の職員並びに病虫害防除員は、市町村、農業者団体等に対し、農業者への適切な防除指導に必要な指導及び技術協力を行うものとする。
- 3 知事は、防除上の諸問題に総合的に対処し、適正防除の推進を図るため、関係部局、学識経験者、関係団体等をもって構成する山形県農作物有害動植物防除協議会（以下「防除協議会」という。）を設置するものとする。

- 4 知事は、適切かつ効率的な防除が行われるよう、毎年度山形県農作物病害虫防除基準・除草剤使用基準・植物成長調整剤使用基準（以下「防除基準」という。）を定め関係機関に示すものとする。防除基準には、防除の必要性、防除の方法、農薬の使用方法等を記載するものとする。防除基準を定めるに当たっては、防除協議会の意見を聴くものとする。
- 5 知事は、植物防疫法に基づき、国が定める指定有害動植物について、防除協議会の意見を聴き、山形県農作物有害動植物総合防除計画を定めるものとする。また、指定有害動植物やその他の有害動植物について、地域の農業者等への有害動植物発生予察情報の迅速な提供、総合防除に資する技術の普及及び導入等に努める。病虫害防除所等は、地域の実情に応じた侵入警戒有害動植物やその他の有害動植物等の発生動向、薬剤抵抗性の発達の有無のモニタリング、その他必要な調査を市町村等と協力して行い、農業者団体等の関係者に情報共有するものとする。
- 6 病虫害防除所における植物の検疫の実施については、関係機関と連携して実施するものとする。
- 7 農薬の適正使用等についての指導、農薬やその取扱いに関する正しい知識の普及啓発等を行い、必要に応じて、病虫害防除所等の職員等による、販売店の立入検査、農薬の使用・残留状況等の調査並びに農薬による被害の実態及び原因究明のための調査等を実施するものとする。